

第4章 実現化方策

全体構想並びに地域別構想で示した方針について、その実現化方策を明らかにするものです。

1. まちづくりの実現に向けた基本的な方針

本市では、都市計画マスタープランに位置づけた方針の施策・事業は、第5次泉南市総合計画における実施計画に基づき推進していくものとしています。

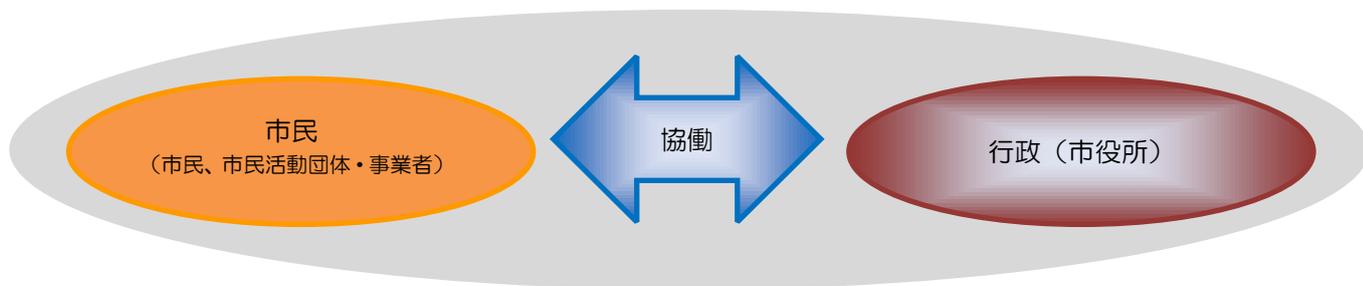
今後、本市においても、人口減少・高齢化が一層進展することが予想されるとともに、税収減や福祉などの扶助費の増加、公共施設の維持管理費の増加等が見込まれています。

このような状況の下で、市民ニーズの多様化・高度化への適切な対応や計画的な財政運営を進めるためには、施策・事業に対する市民の理解とコンセンサスを取得するための取組とともに、実施計画の適切な運用や、関連事業と一体となった効率的な運営を図っていくなど、地域の特性を活かした自律的で持続的なまちづくりが必要であるため、以下のことを実施していきます。

(1) 市民協働のまちづくりの推進

施策・事業の執行にあたっては、都市計画マスタープランの市ホームページへの掲載、概要版やパンフレットの配布等により市民に周知するとともに、パブリックコメントや広報・公聴活動等（例「泉南・市民まちづくりサロン（H27.3現在）」の活用等）の継続的な実施により、市民協働のまちづくりを推進します。

また、市民は、計画づくりに参画するとともに、道路、公園、河川などの都市施設の清掃などの維持管理において、地域組織、NPO・ボランティア団体・事業者などの更なる参加を促進します。



(2) 行政における連携のとれた創意工夫のある事業展開

① 施策・事業に対する関係各課との連携

基本方針の実現にあたっては、施策・事業の効率的な事業展開を図るため、農政部門、商工部門をはじめとする庁内関係各課との連携を密にしながら実施計画に位置づけ、これに基づき、的確な施策・事業の推進に努めます。

② 国・府等の関係機関との連携の強化

地方分権の推進に伴い、行政組織体制の充実や政策立案能力の向上を図るとともに、国や大阪府などの関係機関との連携を強化し、広域的な視点でまちづくりへの協力を要請していきます。

③ 関係法令を活かした都市づくり

市の実情に応じた都市づくりを推進していくため、都市計画法、建築基準法、景観法等の各種制度の適切な運用と効果的な活用に努めます。

(3) まちづくり財源の確保

今後も都市の活力を維持し、魅力あるまちづくりを実現していくには、安定した財源の確保が必要となります。そのためには、地域によるエリアマネジメント（市民の自主的なまちづくり活動の取組）に対する支援体制の構築も検討しながら、民間投資による活動を含めた都市づくりを推進していきます。

2.協働のまちづくりの推進

(1) まちづくりとまち育ての推進

本市では、泉南市自治基本条例（平成 24 年 泉南市条例第 25 号）を制定し、協働について、「市民と市又は市民と市民が、それぞれの責任と役割を認識し、互いの特性を尊重しながら、連携及び協力して地域社会の共通課題の解決に取り組むこと」と定義しています。まちづくりについては、自治基本条例の理念に基づき、地域に住む市民自らが、地域の歴史文化を保全・活用し、これまで以上に主体性をもって、個性豊かで住みよい市民協働のまちづくりを進める必要があります。

そのため、市民は、「自分たちのまちは自分たちで考える」、「自分たちができることから進める」という意志をもち、市民と行政がそれぞれの役割を尊重し協力しながら、まちづくり、まち育てを推進していきます。

(2) 協働のまちづくりの仕組みづくり

協働のまちづくりの推進にあたっては、市民協働により、以下のような仕組みで段階的にまちづくりを進めていきます。なお、今後、協働のまちづくりの醸成をみながら、まちづくりの仕組みの内容をさらに高めていきます。

■協働のまちづくりの段階的な進め方

① **発意** 自分の地域について知りたい。

・身近な地域づくりには、市民自らの発意が必要です。市においては、都市計画に関する地域の情報提供や、地域づくりへの参画について、「広報せんなん」をはじめ、市ホームページや窓口、市民交流の場等（泉南・市民まちづくりサロン等）を活用し、分かりやすい情報提供に努め、まちづくりの働きかけを行います。

② **準備** 自分たちの地域づくりについて勉強したい。

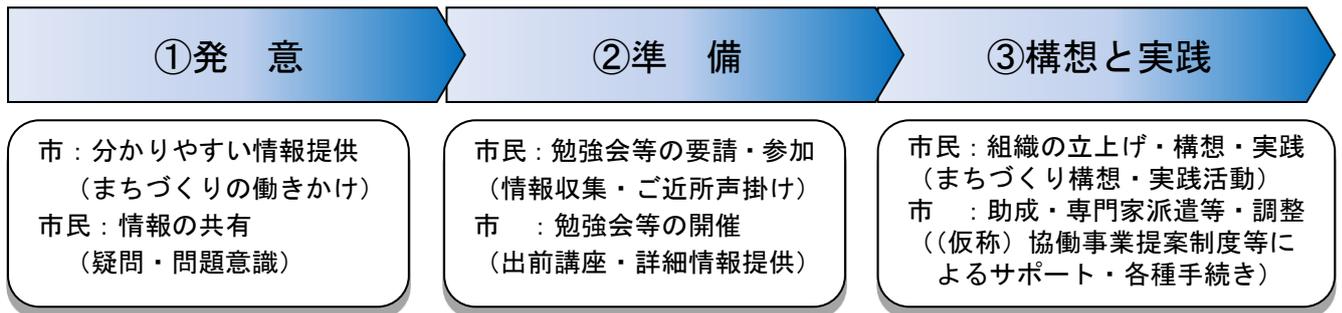
・様々な地域の課題に対して、市民は、その解決に向けて、まちづくりの知識を高める必要があります。市民は、まちづくりに関する勉強会の開催などを市に要請します。市は、市民、地域組織、団体等（市民が 10 人以上参加する活動）に、出前講座（「せんなん伝市（でんし）メール制度（H27.3 現在）」等）を活用し、都市計画に関する出前講座を行う

とともに、勉強会を通じてまちづくり組織の育成に努めます。また、必要に応じて、大阪府関係部局等に協力を依頼します。

③ **構想と実践** 地域課題を解決する方法を検討し実践する。

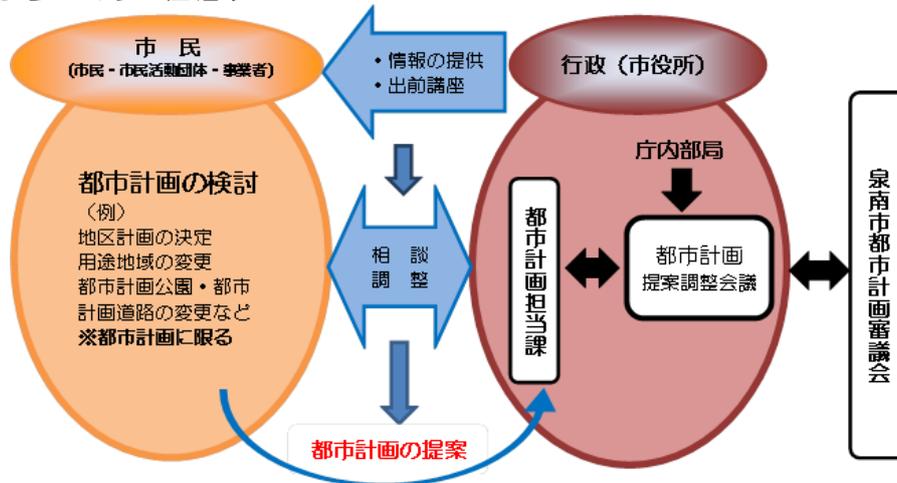
- ・市民は、課題の解決の方法を検討し、その実践に地域で取組む必要があります。地域で組織を立ち上げ、話し合いを重ね、地域づくり構想案を検討するなど、まちづくり活動に取り組みます。市の（仮称）協働事業提案制度（平成 27 年度制度検討）や公益法人の支援制度等により、地域のまちづくり構想案づくりや実践活動をサポートします。

■協働のまちづくりの進め方（イメージ）

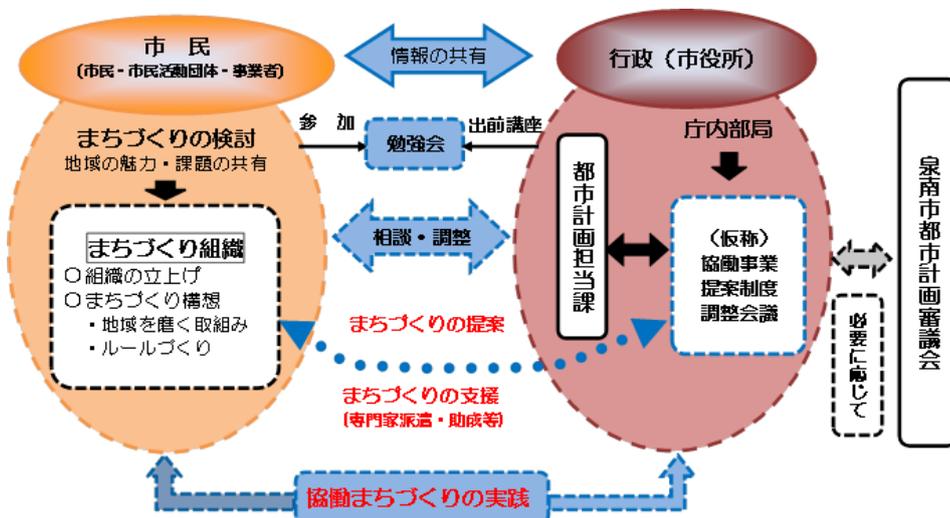


■泉南市まちづくりの仕組みづくり

<現在のまちづくりの仕組み>



<今後のまちづくりの仕組み（案）> ※都市計画マスタープランに基づく提案のイメージ



3.都市づくり方針の推進プログラム

都市計画マスタープランに位置づけた土地利用や都市施設等の方針を実現していくため、市民と行政の適切な役割分担と連携を図りながら、以下のような推進プログラムのもとに、個別・具体的な計画づくりに取り組みます。

【プログラム推進に向けた行政の役割】

- 都市計画マスタープランに基づき、施策・事業を推進するため、市民との情報の共有化を図ります。
- 計画・事業については、市民の意見を反映します。
- 施策・事業については、推進プログラム等に基づき、計画的な実施に努めるとともに、PDCAサイクル（「計画（Plan）」、「実施（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Action）」）により、施策や事業の有効性、効率性を高め、効果的なまちづくり、まち育てに取り組みます。

【プログラム推進に向けた市民（市民、市民活動団体、事業者）の役割】

- 市民活動団体や事業者は、地域の一員として、施策・事業の取組について意見を出し合うなど、積極的に参加・協力します。
- 市民（市民、市民活動団体、事業者）は、都市計画マスタープランに基づき、適正な建築活動をはじめ、狭あい道路の解消、身近な公園の管理、緑化の推進や美化活動など、地域環境の向上に配慮しながら、自らできることに主体的に取り組めます。
- 都市計画マスタープランの施策・事業と整合した地域のまちづくり活動に取り組めます。



■推進プログラムと市民・行政の役割

	短期（概ね5年以内）	中期（概ね10年以内）	長期（概ね10年以上）	市民・市の協働の取組
土地利用	市街化区域：用途地域・地区計画の適切な見直し 市街化調整区域：民間の都市計画提案制度に基づく地区計画による適切な土地利用の誘導（随時手続き）	市街化区域：用途地域・地区計画の適切な見直し	市街化区域：用途地域・地区計画の適切な見直し	<ul style="list-style-type: none"> 土地利用計画に基づき、適正な建築活動等を行う。 地域でまちづくりを検討し、地区計画の提案や建築協定を締結する。
道路・交通	事業中の（都）泉南岩出線の4車線化促進（暫定供用中） （都）信達樽井線の改良（旧26～りんくう）・（都）砂川榎井線の新設（砂川駅～一丘団地）の早期完成 和泉砂川駅周辺整備（駅前広場・アクセス道路）・（都）砂川榎井線の新設（一丘団地～新家） 「バリアフリー基本構想」に基づく南海樽井駅、JR和泉砂川駅及びJR新家駅周辺重点整備地区内道路のバリアフリー化			<ul style="list-style-type: none"> 用地確保等に理解を求め、共に協力し整備を進める。 道路美化等に参加し、共に快適な道路空間の確保に努める。 まちの顔となる駅前広場や幹線道路の空間利用について、共に検討し整備を進める。 心のバリアフリーを実践し、助け合いながら、施設整備を補う。
公園・緑地	りんくうタウン内の公園・緑地の検討及び整備	泉南中央公園（総合公園）の検討及び整備		<ul style="list-style-type: none"> にぎわいのある公園づくりを共に検討し、整備を進める。 使いやすい公園づくりを共に検討し、整備を進める。
上下水道・河川	下水道施設（雨水・汚水）の整備			<ul style="list-style-type: none"> 供用開始に伴う公共下水道への切替えを行い、水洗化に取り組む。 水路の清掃活動を共に行う。
その他公共施設	公共施設のファシリティマネジメント			<ul style="list-style-type: none"> 計画づくりに意見を反映する。 施設在り方を共に検討する。
都市防災	準防火地域の指定拡大	事前復興に取り組む		<ul style="list-style-type: none"> 建築物の難燃化に努める。 地域防災組織等で話し合い、事前復興に取り組む。
市街地・住宅地	都市核・地域核の形成（和泉砂川駅・樽井駅・新家駅・岡田浦駅周辺地区）			<ul style="list-style-type: none"> 駅周辺地区について意見を反映する。 関係権利者とともに、活性化に取り組む。
地域環境	花咲ファームの充実	公共交通を利用しやすい環境整備		<ul style="list-style-type: none"> 地域の魅力づくりに共に取り組む。 公共交通の利便性向上を図り、利用に努める。
都市景観	泉南市景観計画の策定・条例の制定（熊野街道（紀州街道）の位置付けの検討）			<ul style="list-style-type: none"> 意見を反映し景観計画を策定する。 景観に配慮し、新築・建替等を行う。
市民協働まちづくり	分かりやすい情報提供・出前講座の拡充に努める 制度確立	（仮）協働事業提案制度等により、市民の活動をサポートする・必要な法的手続きを行う		<ul style="list-style-type: none"> 情報を提供し共有する。 意見交換会等を開催し、参加する。 助成制度等を活用し、地域で組織を立ち上げる。 都市づくりの実践とその支援を行う。

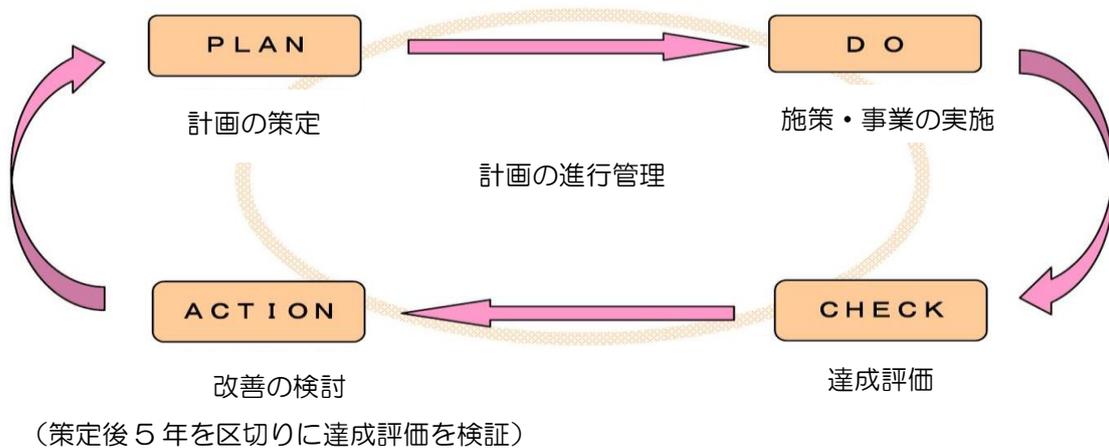
4.都市計画マスタープランの進行管理と柔軟な見直し

都市計画マスタープランは、概ね20年後を展望しつつ、平成36年度までの10年間の計画ですが、今後の社会経済情勢の変化等により、市民ニーズの多様化や新たな土地利用の動向が生じることも予想されます。

このため、概ね5年後を区切りに、PDCAサイクルにおける達成評価の検証を行うとともに、「都市計画マスタープラン 市民の意見を聞く会」や市民意見の公募などを実施し、それ以降（概ね5年間）の施策・事業展開に市民の意見を反映していくものとします。

さらに、都市や地域の将来像を基本としながら、今後の社会情勢の変化に柔軟に対応するとともに、都市計画に関する各種制度に大きな変更があった場合には、都市計画マスタープランを適切に見直し、より望ましい姿へと進化させていくものとします。

■都市計画マスタープランの進行管理



市の花：ウメ 市の木：クスノキ 市の草花：さくら草